

片倉コープアグリ株式会社

定 款

(2022 年 6 月 24 日改正)

定 款

制 定 1920 年 3 月 14 日

最終改正 2022 年 6 月 24 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、片倉コープアグリ株式会社と称し、英文では Katakura & Co-op Agri Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 肥料・飼料・石粉・人工床土・農薬・工業薬品・化粧品・衛生用品・医療用具・細胞培養基材ならびに医薬品・医薬部外品・電子工業用など機能材料・動物用医薬品・食品添加物・飼料添加物の製造・加工・売買および輸出入
2. 高压ガス用機器・車両用機器の製造・販売および輸出入ならびに車両整備事業
3. 家禽家畜業・養魚業ならびに畜産物・農水産物の加工・販売および輸出入
4. 種子・種苗・野菜・花卉および農畜産物の生産ならびに加工・販売および輸出入
5. 各種穀物・食糧・調味料・食品原材料・油脂原料ならびにその加工品の販売および輸出入
6. 礦油類・高压ガス・包装資材・農業資材・建築資材・農機具ならびに電気製品の販売および輸出入
7. 各種工業用機械設備・肥飼料製造設備ならびに装置および資材・公害防止装置等のコンサルタント・製作・販売および輸出入
8. 合成樹脂の製造・加工・販売および輸出入
9. 肥料・飼料・人工床土・農作物・食品・土壌等の化学分析・その他各種分析・試験および環境測定業
10. 鉱業・土石採取業
11. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理および再利用ならびに関連する機械設備・資材とその再生品の販売
12. 不動産の売買・賃貸借・仲介および管理ならびに住宅機器の製造および販売
13. 土壌改良・土木・建築その他給排水・衛生・管工事等各種工事の施工・請負・設計・監理ならびに土地造成および緑化造園事業

14. 学習塾・カルチャーセンター・娯楽・スポーツ施設等の経営および賃貸ならびに旅行斡旋事業
15. 倉庫業および貨物自動車運送事業
16. 土木建築用、住宅用、農業用、園芸用、林業用、畜産用および水産用の各種資材の製造ならびに売買
17. 電気制御機器、電子計測機器、電子通信機器およびその周辺機器の設計、製作ならびに売買
18. 医療機器、健康機器、衛生用機械器具、冷凍機器およびその部品の製造ならびに売買
19. 警備業
20. 宿泊施設、駐車場および飲食店の経営ならびに賃貸
21. 観光事業の経営
22. 前各号に付帯する装置、機械、器具等の保守、保全および請負ならびに施工
23. 食品、衣料品、台所用品および日用品雑貨の売買
24. 労働者派遣事業
25. 総合リース業
26. 損害保険代理業、自動車損害賠償法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
27. 有価証券の保有および運用
28. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式売渡請求)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、必要があるときは随時、臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議長)

第14条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会で定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第27条 当社の監査役は、6名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会で定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 3 5 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 3 6 条 株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 7 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。